

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

「70歳雇用」普及の年に

厚生労働省は、2007年度より、企業の「70歳雇用」の普及促進に着手しています。

具体的には、定年を一気に70歳以上に延長した中小零細企業に最大160万円の助成金を支給する制度を創設し、また、定年を70歳以上に延長した企業の優れた事例を集めた「先駆的企業100選」も07年度中に公表する予定です。

新たな助成金制度では、定年が65歳未満の中小零細企業が、70歳以上に定年を延長したり、定年後も70歳まで継続雇用したりすることを就業規則に明記すれば、企業規模に応じて160万円、120万円、80万円のいずれかが助成されるようです。

先駆的企業100選は、高齢者が無理なく能力が活かせるような優れた職場作りの事例を紹介し、70歳雇用の普及に役立てます。また、全国で70歳雇用をテーマにしたシンポジウムの開催も計画しています。



厚生労働省は07年度予算に、企業の雇用保険料を財源とした雇用保険3事業の一環として、両事業の費用約22億円を計上しています。

06年4月施行の改正高齢者雇用安定法は、企業に最終的に65歳まで働ける環境整備を義務付けましたが、70歳雇用に法的義務はありません。

厚生労働省は、「07年は団塊世代の退職が始まるうえ、人口推計でも超高齢化社会が目前に迫っていることが明らか」（職業安定局）として、70歳雇用の機運を高めたい考えです。

(参考:読売新聞)

厳しい在職老齢年金制度

在職老齢年金は、65歳以後、給与等+老齢厚生年金が月額48万円超のとき年金が減額となる制度です。

平成19年3月までは、70歳以上の人には在職老齢年金のルールは適用されず、給与がいくら支給されても年金は全額受給できました。しかし、平成19年4月より、70歳以後も在職老齢年金制度が適用され、給与の金額に応じて年金が減額されることとなりました。

この新しい制度は、高給与で高齢まで働き続ける経営者等にとっては厳しい制度となっています。

簡単な在職老齢年金の計算方法は右表のとおりです。

A:年金額(報酬比例年金の月割額)	B:総報酬月額相当額
A+Bが48万円以下のとき	全額支給(調整なし)
A+Bが48万円超えるとき	$A \times 1/2 - B \times 1/2 + 24$ 万円(受給できる額)

厚生年金保険料率が改定されます

平成19年9月分から厚生年金保険料率が改定されます。

厚生年金保険料率は、平成16年の法律改正により、平成29年9月まで毎年改定されることになっています。

また、7月に提出した算定基礎届により決定された新たな報酬月額適用は9月からとなっていますので、お間違いのないよう変更をお願いします。新しい保険料額表につきましては、社会保険庁のホームページをご確認ください。

新しい保険料率は、次のとおりです。

現行	個人負担	会社負担	合計	新	個人負担	会社負担	合計
	7.321%	7.321%	14.642%		7.498%	7.498%	14.996%

種類株式を利用した事業承継方法

種類株式とは

会社が発行する株式には、いくつかの種類がありますが、一般的には均一の割合的単位の形をとるのが原則です。しかし、会社の資金調達の便宜のため、定款の定めにより、権利の内容の異なる株式の発行が認められています。これが「種類株式」といわれているものです。

非公開の中小企業に認められている種類株式としては、次の9種類に限定されています。

- (1) 剰余金の配当
- (2) 残余財産の分配
- (3) 株主総会において議決権を行使できる事項(議決権制限種類株式)
- (4) 譲渡制限(譲渡制限種類株式)
- (5) 株主から会社への取得請求権(取得請求権付種類株式)
- (6) 会社による強制取得(取得条項付種類株式)
- (7) 総会決議に基づく全部強制取得(全部取得条項付種類株式)
- (8) 定款に基づく種類株主総会の承認(拒否権付種類株式)
- (9) 種類株主総会での取締役・監査役の選任(選解任種類株式)



拒否権付種類株式(黄金株)を活用した事業承継

拒否権付き株式とは、株主総会の特定の決議事項について拒否権を有する株式のことで、黄金株ともいわれます。もともとは、企業の利害関係者ごとの利害に応じた株式設計を可能にすることが目的だったのですが、合併や経営統合決議など重要事項への拒否権も設定できるため、敵対的企業買収への対抗策としてクローズアップされてきました。

もっとも、拒否権付き株式はあまりにも権利が強くて、一般株主の利益を損なう可能性があることから、上場企業には制限付き(株主総会の普通決議で無効にできる等)しか認められていません。

この拒否権付き株式を中小企業の事業承継に活用する動きが広がっています。

中小以下の企業にはオーナー経営者がいることが多いのですが、オーナー経営者もいつかは後継者に経営を引き継ぐことになります。しかし、その際に「全てを任せられる」後継者がいるとは限りません。

そのような時、オーナー経営者が拒否権付き株式を持てば、後継者による独断専行経営を止めることができます。

また、遺族への相続分与や相続税負担の問題から、株式を分配しなければならないケースもあります。そうした場合にも、後継者に拒否権付き株式を持たせることで、事業承継後の経営を安定させることが可能です。

(後継者以外の相続者等に株主総会での議決権が無い「無議決権株式」を渡すことでも可能です。)

いわば、拒否権付き株式は事業承継時の保険のようなものです。このような保険があれば、株式の事前贈与のような相続税対策も安心して行うことができます。

なお、拒否権付き株式や無議決権株式を発行する際には、以下の手続きが必要となります。



定款の定め(株式の内容および発行株式数)の変更と決議、登記
株式の発行(通常は取締役会決議)と種類株登記

具体的にご検討の際には、遠慮なく当事務所までご相談ください。

ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ これで融資も大丈夫！金融機関との交渉術を徹底解説 ～

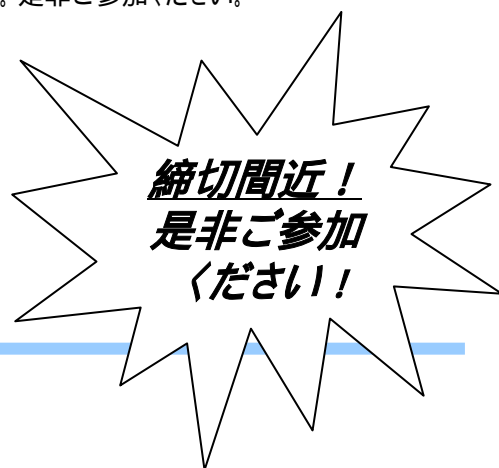
企業経営を行う上で金融機関を通しての間接金融は、不可欠な存在です。昨今では、資金調達手段も多様化し、直接金融による場合も増えてきていますが、まだまだ少数派です。そこで今回は、金融機関からみた場合の「企業のチェックポイント」やその対処方法について解説したいと思います。

現在、お付き合いのある方もない方も、参考にさせていただきたい内容満載です。是非ご参加ください。

【予定している主な内容】

- ・好印象を与える決算書とは？（同じ業績でも数段アップさせる方法）
- ・決算書だけでなく、補足資料も加えて会社をアピールする方法
- ・金融機関はあなたの会社のどこをみているのか？
- ・銀行マンから聞いた効果的な「交渉のテクニック」とは？ など

当日の構成上、余儀なく詳細な内容に関しては変更がございますのでご了承ください



日時 9月12日(水) 18:30～20:30
講師 ASAK 浅岡会計事務所
所長 浅岡 和彦
場所 名古屋都市センター(金山) 14階 第1会議室
会費 3,000円
定員 20名 人数限定のためお早めにお申し込みください。
申込 9月7日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。
e-mail: info@asaoka-kaikei.com tel: 052-331-0135・0145



One Point

消費税 交際費の課税仕入れ区分に注意！

平成15年度税制改正で、消費税の簡易課税についての適用上限が2億円から5000万円に引き下げられました。それに伴い、簡易課税から原則課税に変わらざるをえなくなった会社などもたくさんあります。

簡易課税から原則課税に変わってもっとも大変なのは、仕入れや経費などについて、いちいち課税仕入れであるかどうかを判断しなければならないことです。簡易課税では、課税売上高にみなし仕入率を乗じて課税仕入れ額を算出できたため楽だったのですが、原則課税ではそうはいきません。

特に悩むのが交際費についての取り扱いです。

交際費の場合に、損金算入の有無についての問題もありますが、それ以外にも、どんな交際費でも課税仕入れにできるわけではなく、以下のような場合は課税仕入れにできませんので注意してください。

祝金、餞別、弔慰金を現金で取引先に支払った場合
商品券やビール券など物品切手を取引先に贈った場合
海外や免税店で購入した物品の贈答や海外での飲食代
退会時に返還されるゴルフクラブ等の入会金

これ以外にも政党主催のパーティ券の購入など寄付金と判定されるもの、役員への渡切り交際費などのうち給与と判定されるものなどは原則として課税仕入れにできません。また、いわゆる費途不明金も課税仕入れにはできませんのでご注意ください。



パソコンを捨てる技術

< 捨てたパソコンから情報が流出する >

ここ数年、パソコンで管理していた顧客情報が外部に流出し、経営陣が記者会見を開いて謝罪する光景が珍しくなくなりましたが、けっして人ごとではありません。内部の人間が情報を持ち出さないようにする普段の情報管理も大切ですが、廃棄したパソコンから顧客データや経理データが流出する危険性があります。

パソコンを処分するときは、個人情報の流出を防ぐためにハードディスクドライブ(HDD)のデータを抹消する必要があります。しかし、ここで注意して頂きたいのは、ただゴミ箱に捨てたり、フォーマットするだけでは不十分であるということです。データが消えたように見えても、ファイル復活ソフトを使うと簡単にデータを取り出してしまうのです。会社での使用においては「顧客名簿、経理の帳簿」、個人の使用においては「クレジットカード番号、各種パスワード」が盗み出されるかもしれず、時には甚大な被害を被ることもあります。

なぜ、こういった事が起こるのでしょうか？実は、ウィンドウズがファイルを削除する際、消すのはファイルの管理情報だけであり、ファイルの本体は残ったままになっているのです。ファイル復活ソフトは管理情報を分析することでデータ本体を取り出します。フォーマットも同じで、初期化されるのは管理情報だけです。ソフトを使うと簡単に元の状態に戻してしまうのです。

< ソフトを使って完全消去する >

このように、処分したHDDから情報を盗み取られることを防ぐには、データ消去ソフトを利用します。HDDのすべての領域に意味のないデータを上書きすることで、管理情報だけでなくデータ本体も完全に消去してしまいます。データ消去ソフトにはいくつかの種類がありますが、CDから起動して消去できるものがおすすめです。ウィンドウズにインストールするタイプのもはシステムファイルの入ったドライブ(通常はCドライブ)の消去ができず、データが残ったままになってしまう恐れがあるからです。

ただし、CDから起動するタイプは外付けHDDに対応していないものがあるので注意が必要です(多くのソフトはウィンドウズにインストールするプログラムと、CDから起動するプログラムの両方がセットになっています)。

実際に、こうしたソフトの使用に当たってはデータの消去に複数の方式が用意されている場合がありますが、これは一度の上書きではデータが完全に消去されない可能性があるためです。複雑で強力な方式を選びますと、作業に驚くほど長い時間がかかってしまいます。通常は、もっとも単純な方式を選べば十分です。

< HDDを物理的に破壊する >

ソフトを使って削除する方法より確実なのは、HDDを物理的に破壊してしまう方法です。具体的には、パソコンの中からHDDを取り出して叩き壊します。

HDDではディスクを年輪のように区切ってデータを管理していますが、その幅はわずか1万分の1ミリ前後のため、取り出したHDDを金づちで数回強く叩くだけで、内部の部品がゆがみデータを読み出せなくなります。さらに確実にするならば、HDDの裏面にある制御基盤を取り外し破壊してしまえば万全です。直接分解して破壊してしまう方法もありますが、ほとんどのHDDは六角形の特製ねじを使っているため専用ドライバーが必要になります。

ただし、水に沈めたり、火であぶるといった方法ではデータは消えません。HDDのデータを修復する専門業者によると、水害で水没したHDDや、火災で焼けこげたHDDからもデータを取り出せた事例があるとのこと。

< 携帯電話は大丈夫？ >

携帯電話にも個人情報がいっぱい詰まっています。ですが、現在ほとんどの携帯電話にも内部メモリを初期化する機能がついています。この機能を使ってデータを削除しておけば、まず心配はありません。パソコンとは違って、データ復旧ソフトがないためデータを取り出そうとすれば携帯電話を分解するしか方法はないのです。内部にあるメモリーチップを取り出せば技術的に可能な場合もありますが、手間やコストから考えると現実的ではありません。

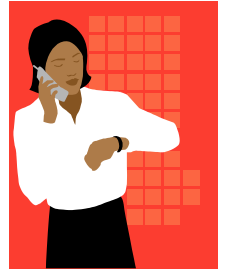
< パソコン本体の処分 >

パソコン本体については2003年10月以降に出荷された製品には「PCRサイクルマーク」が貼付されていますので、無料でリサイクルに出すことができます。何らかの事情で、メーカーが回収できない場合は「パソコン3R推進センター」(<http://www.pc3r.jp>)にお申込みください。

「仕事とパソコン 9月号」参照



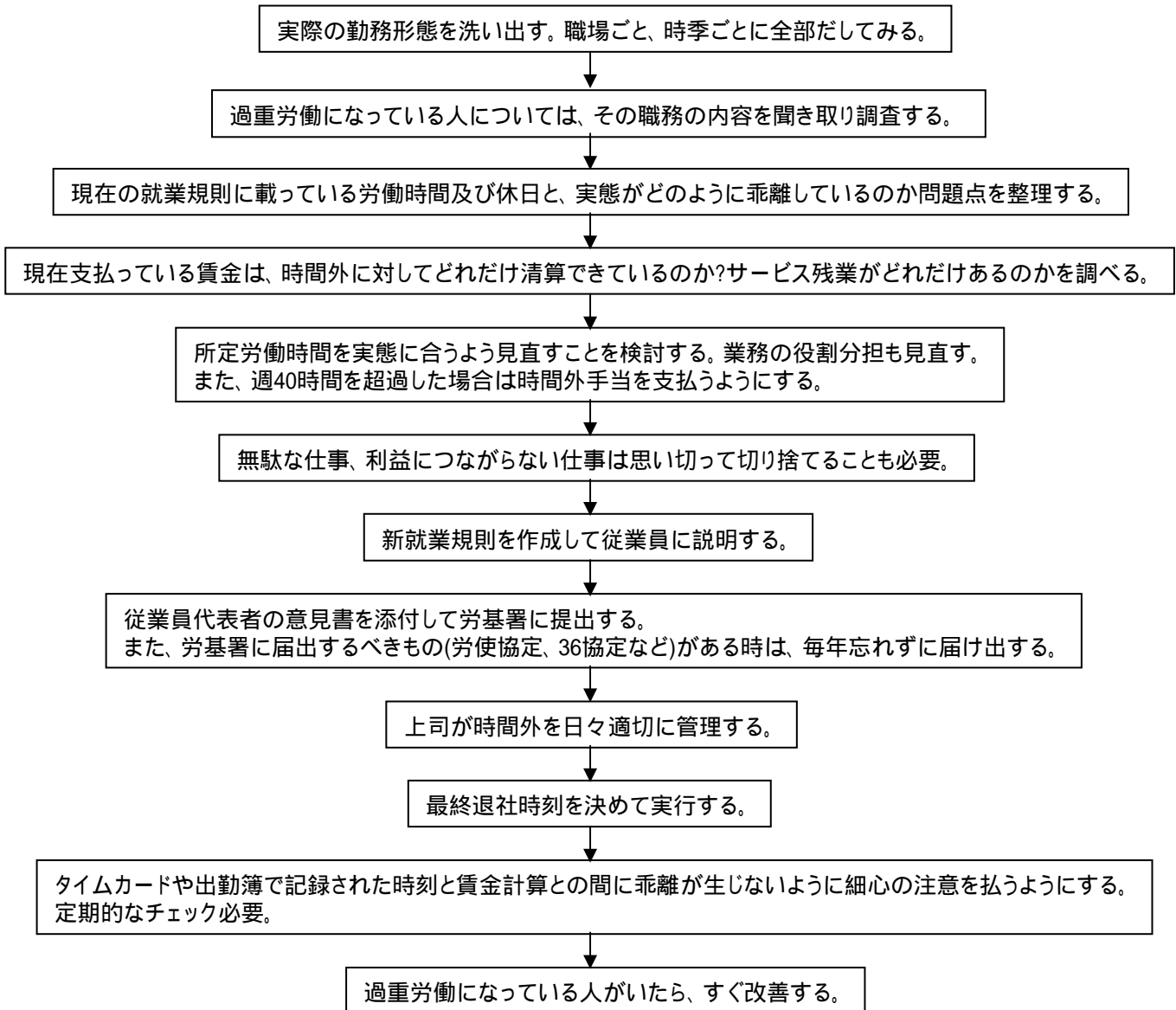
労働時間を根本的に見直そう



中小企業は、社長が真剣にならないと何も実行できません。社長がリーダーシップを発揮して、幹部の気にさせ、一般従業員の意識も変えることが必要です。

労働時間を根本的に見直し改善するときの手順をまとめてフローチャートにしてみました。これを見てわかるのは、労働時間の見直しは、経営そのものの見直しにつながるということです。収益の低い仕事を切り捨てて、収益のある仕事に集中することがなければ、とても根本的な解決には至りません。収益向上こそが時短への近道なのです。

いずれにせよ、カンカンガクガクの議論を重ねながら、時間をかけて労使の合意形成をすることが必要です。

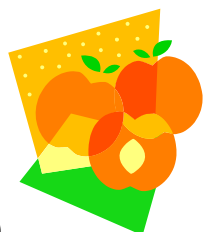


(「就業規則の見直し方」北見昌朗著より抜粋)

頭の体操

ももとりんごを合わせて350個仕入れました。もも1個は、原価が75円で定価が原価の4割増しです。りんご1個は、原価が80円で定価が原価の25%増しです。午前中は定価で売り、午後はおもも40個とりんご60個のどれでも2個100円で売りました。ももとりんごは全部売れて、利益は3800円でした。ももとりんごをそれぞれ何個ずつ仕入れましたか。

(フェリス女学院中学校入試問題) (中学受験・算数の森HPより)



回答はP.7の下部にあります

投資信託最新情報 ~再燃するか新興国への投資マネー流入

2004年から中国など新興国「BRICs」への投資がブームとなりましたが、にわかに表面化した米国のサブプライムローン問題に端を発した世界同時株安によって、これら「BRICs」諸国の株式市場も大幅に下落しました。

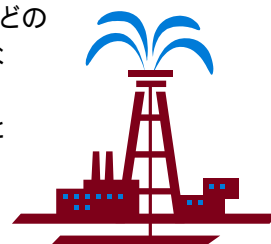
しかし、際立ったGDP成長率や豊富な天然資源を背景とした国力が否定された訳でなく、米国株式の暴落や急激な円高による外部要因で下げた現在のタイミングは、絶好の投資機会を提供しているのではないのでしょうか。

ただし、国別には若干強弱感が台頭しており、歴史的な原油価格の高騰などにより経済発展を遂げているロシアですが、ここにきて成長鈍化を懸念する声を耳にします。

理由として、当面は豊富な原油と天然ガスを輸出することで国家財政は好調さを維持するでしょうが、今後は人口が減少するうえ、基幹産業ともいえる製造業が育っていないことから、資源価格の下落に襲われた場合、強みが失われる可能性が高いとの指摘があります。

一方、次期サッカーW杯開催国で知られる南アフリカの注目度が高くなっています。金・プラチナなどの貴金属資源が豊富であり、埋蔵量が限られているなかで実需が増加する一方であるため、長期的な価格高騰が見込まれ、経済成長に大きく寄与するものと期待されています。

新興諸国は、労働人口の減少が予想される日本とは対比的に、未曾有の経済成長を遂げるものと思われませんが、ただ各国とも市場規模は小さいうえ、超短期の投機資金も多く流入していることから、最低でも5年はホールドするスタンスで臨むことが重要です。



新興国投資の最新注目ポイント

ブラジル 人口増加率はBRICs中でトップ。かつてはインフレが発生しやすく、その都度、金融引き締めをしては景気が悪化するという繰り返しであったが、ようやく物価が安定し、好景気が持続。小型航空機産業や砂糖キビからつくるエタノール燃料の自動車などの製造業も好況。

中国 90年代から「世界の工場」として高成長を続けているが、将来的には、一人っ子政策の影響で労働力人口の伸びが鈍化して人件費が高騰し、かつ人民元高の影響で「世界の工場」としての機能が薄れる可能性あり。

インド 今後若年労働人口が増え続けるうえ、原油を除けば天然資源も豊富。91年に国内保護政策を改め、外資を導入したことでIT産業や製薬業を振興させた。税収不足などによる電力等のインフラが未整備。

ロシア エネルギー資源のほか、白金、鉄鉱石なども世界トップクラスの生産量。政治と経済が安定したため外貨準備高は2006年1年間で70%増加。新興国中でも株価収益率(PER)は依然として低水準。

南アフリカ 人口も増加しているうえ、94年のアパルトヘイト撤廃後は黒人の中産階級も増えており、消費も堅調。エイズの増加で人口増が相殺され、所得格差の拡大で治安悪化の可能性あり。

「主な新興国向け投資ファンド」直近の運用実績

ファンド名	投信会社	設定日	基準価額 (8/27)	騰落率(%)			純資産 残高
				3カ月	6カ月	1年	
JPモルガン BRICs5	JPモルガン・ アセット・マネ	2005年 12.28	17,675円	11.0	20.0	65.6	1,335億円
シュローダー BRICs株式	シュローダー 投信投資顧問	2006年 1.31	10,416円	13.7	19.6	57.5	635億円
HSBC/BRICs オープン	HSBC	2005年 9.30	16,515円	8.9	13.1	41.1	751億円
HSBCブラジル オープン	HSBC	2006年 3.31	14,890円	21.7	35.5	86.2	778億円
HSBCチャイナ オープン	HSBC	2002年 1.31	41,394円	22.9	26.0	80.7	631億円
HSBCインド オープン	HSBC	2004年 11.30	25,602円	6.3	8.6	64.0	1,439億円

職場での「心の健康維持」

最近、日々ストレスを感じ、疲れやすい、仕事が手につかないなど、うつ症状を訴えるサラリーマンが増えているそうです。かつては、40代以上の中高年管理職に多かったこうした症状が、今は、20代、30代の若年層に、急速に広がっているとも言います。

右のチェックリストに該当する従業員はいらっしゃいませんか。
従業員の中で思い当たる方がいらっしゃるようでしたら、相談事例をご紹介しますので、ご参考になさってみてはいかがでしょうか。

<注意したい「言動の変化の初期サイン」>

欠勤・遅刻・早退が増えた
仕事の能率が下がり、ミスが増えた
会議での発言が減った
言動が以前と変わった
イライラすることが多い
他人の言動をやたらと気にする
酒量が増えた、酒癖が悪くなった
周囲の人たちとの折り合いが悪くなった

【相談事例】

営業部門のマネージャーに抜擢されました。昇給もしたので張り切っていたのですが、最近、特に失敗はないのに不安感が強く、仕事に向き合えません。

【アドバイス】

複雑な職場環境で責任感のみが増す

中間管理職は、部下を育成し、評価し、成果を挙げさせると同時に自分自身も成果を問われる難しい立場。その上、部下がついてこない、上司に評価されないなどのマイナス要因が絡んでくるとストレスは何倍にも強まります。

決断力や人脈の有無がモノを言う

あらゆる場面で決断を求められますし、下した決断には責任が生じてきます。さらには、他部署や社外に広い人脈を持っていることが求められます。ところが、自分は決断力に乏しいと感じたり、人脈が薄いと自覚すると、ふと不安な気持ちになります。また、自分をマネージャーに推薦してくれた人の期待に応えなくてはと自分を追い込むこともあります。

上に立つことの面白さを知って

上に立つことによって、ヒト、モノ、カネを動かして成し遂げる。上に立つ面白さを味わってほしいと思います。

「強い責任感」「完璧主義」「真面目」が弱点に

荷が重いと感じたら、他の人を認める、他の人に頼む、仕事を振り分ける、任せるといった行動をとるべきでしょう。すべて自分の責任で、完璧に、真面目にやろうとすると、うつになるしかなくなってしまいます。

交代できる余裕と選択肢を増やす努力

組織は、多様な人間で成り立っていることを大前提に、選択肢を多くする努力をしてほしい。「一度降りたら次はない」とか、「わがままを言うな」という対応をしていると、管理職のなり手がなくなってしまいます。

心の健康が維持できなければ組織はもちません。

また、「うつは伝染(うつる)」と言います。身近な人がうつとわかれば、家族はもちろん、職場の上司や同僚などもショックを受け、取り乱したり落ち込んだりします。

職場で心の不調を抱えている人がいたら、周囲の人が親身のサポートをする必要があります。

(FINANCIAL PLANNING 2007.7月号参考)



9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 9月10日(月)
7月決算法人の確定申告	申告期限 10月1日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 10月1日(月)
1月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 10月1日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 10月1日(月)
消費税の年税額が400万円超の1月・4月・10月決算法人の3月ごとの中間申告	申告期限 10月1日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 10月1日(月)

「頭の体操」の回答 もも 200個、りんご 150個

今月の名言録

原点を見失わない

山登りをしている、ガスに包まれ視界ゼロという状況で、分岐点に行き当たるたびに進路を判断している、ルートを見失って遭難してしまいます。このようなときは、再度ベースキャンプに戻ってやり直す方がいいといわれます。



これは、新規事業に乗り出すときや、未踏の研究分野に挑戦するときにも当てはまることです。

このような新たな領域では、何度も壁に当たり、行き詰まることを経験します。そのような局面では、当面の問題点の克服だけに終始してしまい、何とかクリアしたとしても、目標に対して若干のズレが生じることがあります。そして、何度も

この当面の解決を行ううちに、いつのまにか当初の目標からは大きく逸脱してしまうのです。

本人はいくつもの障害を越え、「よくやった」と自らを慰め、「まあ、このくらいいいだろう」と満足しているのですが、結果は成功とはほど遠いものになってしまっているのです。

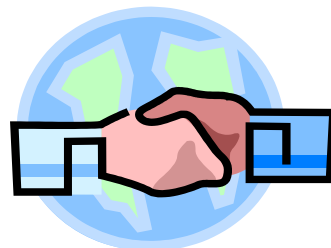
その場かぎりの判断をし、原点に立ち返らないために、このような結果を生むのです。原点を見すえ、ものごとの本質に立脚した判断こそが、未踏の領域で成功をもたらすのです。

(「心を高める、経営を伸ばす」 稲盛和夫著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

